

えにし 虐待防止のための指針

第1条 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方

多機能型事業所えにし(以下「事業所」という。)は、障害者虐待防止法及び児童虐待防止法の理念に基づき、利用児童の尊厳の保持および権利擁護を最優先とし、虐待の防止に努めるものとする。

事業所は、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の放棄・怠慢)及び経済的虐待を禁止するとともに、不適切な支援や権利侵害につながる行為についても未然に防止する。

また、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応を行うため、虐待防止委員会の設置、職員研修の実施、相談体制の整備及び再発防止策の徹底を行うものとする。

全ての職員は、本指針を理解し、利用児童及び保護者が安心して利用できる支援環境づくりに努めるものとする。

第2条 虐待の定義

本指針における「虐待」とは、職員等が利用児童に対して行う次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 身体的虐待

利用児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束することや、過度な制止を行うことを含む。

(2) 心理的虐待

利用児童に対する著しい暴言、威圧的な対応、無視、差別的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(3) 性的虐待

利用児童に対し、わいせつな行為を行うこと、又は利用児童にわいせつな行為をさせること。

また、性的な言動、不必要な身体接触、SNS等を利用した不適切な関わりを含む。

(4) 放置(ネグレクト)

利用児童の心身の状況に応じた適切な支援、介助、安全配慮、健康管理等を怠ること。

(5) 経済的虐待

利用児童本人又は家族の財産を不当に使用すること、その他不当に経済的負担を負わせること。

第3条 不適切な支援の防止

事業所は、虐待には至らない場合であっても、利用児童の尊厳を損なう不適切な支援を防止するものとする。

職員は、支援を行うにあたり、

- 威圧的な声かけ
- 命令口調による対応
- 長時間の放置
- 羞恥心への配慮を欠く対応
- 特定児童への差別的対応
- 私的な SNS 交流
- 密室状態での不必要な支援

等が権利侵害につながる可能性を認識し、適切な支援に努めるものとする。

第4条 虐待防止委員会の設置

事業所は、虐待の発生防止、早期発見及び再発防止を目的として、虐待防止委員会を設置する。

2 委員会は、代表取締役、管理者、児童発達支援管理責任者その他必要に応じて関係職員により構成する。

3 委員長は代表取締役が務め、法人全体の責任のもと、管理者その他の職員と連携しながら、虐待の防止及び早期発見・再発防止に取り組むものとする。

委員は、管理者、児童発達支援管理責任者、保育士その他必要と認める者をもって構成する。

4 管理者は、虐待防止に関する実務責任者として、職員への周知、研修の実施、相談対応、発生時の初動対応及び再発防止策の実施を行うものとする。

5 委員会は、年1回以上開催するほか、必要に応じて随時開催する。

6 委員会では、次の事項について協議及び確認を行う。

- 虐待防止に関する研修計画
- 虐待及び不適切支援の防止に関する事項
- ヒヤリハット事例及び苦情内容の共有
- 虐待発生時の対応及び再発防止策
- 職員のメンタルヘルス及び職場環境
- 身体拘束等適正化との連携
- 性暴力防止及び権利擁護に関する事項

7 委員会で協議した内容については議事録を作成し、適切に保存するものとする

第5条 虐待防止のための職員研修

事業所は、職員に対し、虐待防止及び権利擁護に関する知識の習得並びに意識向上を目的として、定期的な研修を実施する。

2 研修は、年1回以上実施するほか、新規採用時その他必要に応じて実施する。

3 研修内容には、次の事項を含むものとする。

- 虐待防止及び権利擁護に関する基礎知識
- 身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放置（ネグレクト）及び経済的虐待に関する理解
- 不適切支援の防止
- 身体拘束等適正化に関する事項
- 性暴力防止及び SNS 利用に関する留意事項
- 利用児童への適切な声かけ及び支援方法
- 虐待発生時の対応及び通報手順
- ヒヤリハット及び再発防止に関する事項

4 研修を実施した際は、実施日時、内容、参加者等を記録し、適切に保存するものとする。

第6条 虐待等が発生した場合の対応方法

事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案を発見した場合には、速やかに管理者へ報告を行うとともに、必要に応じて関係機関へ通報を行うものとする。

2 事業所は、利用児童の安全確保を最優先とし、速やかに状況確認及び事実確認を行う。

3 虐待等が発生した場合は、保護者への説明を適切に行うとともに、関係行政機関その他必要な機関と連携し、再発防止に努めるものとする。

4 虐待等に関する記録については、経過、対応内容、再発防止策等を整理し、適切に保存するものとする。

5 虐待には至らない場合であっても、不適切な支援が認められた場合には、速やかに委員会等で共有し、改善及び再発防止に努めるものとする。

第7条 苦情解決及び相談体制の整備

事業所は、虐待防止及び権利擁護に関する相談、苦情及び通報に適切に対応するため、相談窓口を設置する。

2 利用児童、保護者及び職員等から相談又は苦情があった場合は、内容を適切に記録し、迅速かつ誠実に対応するものとする。

3 事業所は、相談者及び通報者のプライバシー保護に配慮し、相談又は通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

4 苦情及び相談内容については、必要に応じて虐待防止委員会に報告し、再発防止及び支援の改善に活用するものとする。

5 事業所は、国、県、市町村その他関係機関と連携し、虐待防止及び権利擁護の推進に努めるものとする。

6 事業所は、利用児童及び保護者の意思を尊重し、必要に応じて成年後見制度その他権利擁護に関する制度の周知及び利用支援に努めるものとする。

7 本指針は、利用児童及び保護者等がいつでも閲覧できるよう、事業所内への掲示、書面備付け又はホームページへの掲載等により周知を行うものとする。

(1) 当事業所の苦情・要望等の受付窓口

苦情解決責任者 管理者 南口なつ美

窓口担当者 児発管 建井晴海

受付日 月曜日から土曜日

ただし祝祭日、お盆(8月13日から8月15日)、年末年始(12月29日から1月3日)を除く。

受付時間 午前9時から午後6時

電話番号 0859-60-9036

FAX 番号 0859-60-9037

米子市障がい者虐待防止センター

住所:米子市加茂町 1-1(米子市障がい者支援課内)

平日(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

米子市障がい者支援課

電話:0859-23-5545

ファックス:0859-23-5393

夜間(午後 5 時 15 分から翌朝午前 8 時 30 分)・休日

米子市役所代表番号

電話:0859-22-7111

ファックス:0859-34-0099

なお、夜間・休日にお電話いただいたかたには、折り返し、障がい者支援課担当者から連絡させていただきます。

～相談の方法～

福祉サービス運営適正化委員会は毎日苦情相談をお受けします

受付時間 午前 9 時～午後 5 時 ただし、土、日、祝日、年末年始はお休みです。

* 電話、FAX、電子メール、手紙、来所等どんな方法でも結構です。(秘密は守ります)

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 (鳥取県立福祉人材研修センター内)

電話 : 0857-59-6335 FAX : 0857-59-6340

メール: unei-t@tottori-wel.or.jp

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会鳥取県福祉サービス運営適正化委員会

附則

1 この指針は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この指針は、令和 8 年 2 月 20 日から施行する。

なお、法令改正、運営基準の見直し又は事業所運営状況等に応じて、必要な見直しを行うものとする。